

## SB26・AWG・Dialogue に関する検討事項

2007年4月  
地球環境対策部  
松本 仁志

## 1 開催日程

➤ 開催地 ドイツ・ボン Hotel Maritim

	Dialogue	AWG	SBSTA	SBI	WorkShops	Side Event
5月 7日(月)			○	○		○
8日(火)			○	○		CDM 理事会 Q&A
9日(水)			○	○		JI 監督委員会 Q&A
10日(木)			○	○		○
11日(金)			○	○	Russian proposal Mitigation	○
12日(土)			○	○		○
14日(月)		○	○	○		Nairobi Framework
15日(火)		○	○	○	Mitigation	○
16日(水)	○	○	○	○		○
17日(木)	○	○	○	○		○
18日(金)		○	○	○		

\* Dialogue・・・Dialogue on long-term cooperative action to address climate change  
by enhancing implementation of the Convention

気候変動に対応するための長期的協力のための行動に関する対話

\* AWG・・・Ad Hoc Working Group on Further Commitments for Annex I Parties  
under the Kyoto Protocol

京都議定書における附属書 I 国の更なる削減約束に関する作業部会

\* SBSTA・・・科学・技術上の助言に関する補助機関

\* SBI・・・実施に関する補助機関

## 2 気候変動枠組条約及び京都議定書の批准状況

- 気候変動枠組条約批准国 ⇒ 188ヶ国及び EC  
[http://unfccc.int/parties\\_and\\_observers/parties/items/2352.php](http://unfccc.int/parties_and_observers/parties/items/2352.php)
- 京都議定書批准国 ⇒ 169ヶ国及び EC (2007年2月14日現在)  
[http://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/kyoto\\_teiketsu.pdf](http://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/kyoto_teiketsu.pdf)

2005年2月16日に正式発効した京都議定書批准国は169ヶ国及び EC に達し、我が国を含めて批准手続きを済ませた附属書 I 国の 1990 年の CO2 排出量は附属書 I 国全体の 61.6%となっている。

\* 京都議定書の発効要件

- ① 55ヶ国以上の批准
- ② 批准した附属書 I 国の 1990 年 CO2 排出量が附属書 I 国全体の 55%以上

## 3 主要トピック

### 3-1 AWG (第3回会合)

#### □ 附属書I締約国の排出削減目的の範囲および緩和ポテンシャルの分析

- AWGはその第二回会合において、2007年の作業を、附属書I締約国の排出削減範囲と緩和ポテンシャルの分析に焦点をあて、次のものを含めることで合意した。
  - (a) 附属書I締約国が自由意志で採用できる現在のおよび過去の政策、措置、技術で、各国の異なる国情に適したものの緩和ポテンシャル、効果、効率、コストおよび利益を、各国における環境、経済、社会的な影響結果、および各国の各部門の規模、そしてこれら政策、措置、技術が展開される国際社会の実情を考慮した上で、分析する。
  - (b) 附属書I締約国がそれぞれの国内および国際的な努力で実現できる可能性がある排出削減量の範囲を明らかにし、これらの排出削減が条約の究極の目的達成に果たす役割を、条約2条の2節に言及する問題に注目した上で分析する。
- AWG は、上記(a)項に言及する附属書 I 締約国が自由意志で採用可能な現在のおよび過去の政策、措置、技術の緩和ポテンシャル、効果、効率、コストおよび利益を考察するよう求められる。AWG は、この考察に則り、附属書 I 締約国における排出削減の可能な範囲を明らかにし、それが上記(b)項に言及する条約の究極の目的達成に果たす役割を分析するため、議論を開始したいと希望する可能性がある。
- 各国が提出した意見書は以下を参照。

<http://unfccc.int/resource/docs/2007/awg3/eng/misc02.pdf>

#### □ 作業プログラム、作業方法、今後の会合日程のレビュー

- AWGはその第二回会合において、第四回会合は、条約の実施強化により気候変動に対応するための長期的協力に関する対話(対話)の第四回ワークショップが2007年9月または10月に開催される場合には、当該ワークショップと合同で開催することを決定した。
- AWGは、報告書案を採択し、議長ガイダンスと事務局の支援の下で会期後に報告書を完成させるよう報告者(Rapporteur)に委任する。

### **3-2 Dialogue**

- この対話は、COPの指導の下で行われ、全ての締約国に開かれた4回までのワークショップの中で行われ、第1回目のワークショップは、2006年5月15-16日にボンで、第2回目のワークショップは、2006年11月15-16日にナイロビで開催された。
- 今回の第3回目のワークショップは2007年5月16-17日に以下のテーマで行われる。
  - (a) 技術の持つ全ての可能性の実現
    - ・必要とされる行動
    - ・官民の役割
    - ・多国間ファンド 等
  - (b) 適応に関する行動
    - ・具体的メカニズム
    - ・必要とされる制度的合意事項
    - ・官民の役割 等

### **3-3 SBSTA関連**

- **気候変動の影響・脆弱性・適応に関するナイロビ作業計画(Agenda 3)**
  - SBSTA-25 で、結論書に記載された活動を通じた作業計画実施が合意された。(FCCC/SBSTA/2006/11)
  - SBSTA-25 で、事務局が SBSTA 議長のガイダンスに基づき、ナイロビ作業計画の実施における進捗状況を SBSTA-26 (07年5月) に報告するよう SBSTA が要請するとともに、関連機関や利害関係者に同計画の活動に参加するよう求めた。さらに、SBSTA は決定書 2/CP.11 に規定された目的やテーマ支援のための個々の活動に従事し、適宜その後の会合で活動の成果を連絡するよう求めた。
  - SBSTA は、締約国や関連機関に対し、SBSTA 27 前に開催するワークショップのためのインプットとして活用するため、07年2月23日までにプログラム、活動、気候変動リスクや異常気象に関する見解についての情報を事務局宛に提出するよう求めた。
  - SBSTAは、ナイロビ作業計画の実施における進捗状況について、活動計画やナイロビ作業計画の支援活動についての関連組織からの情報を含め、口頭報告に留意する。
- **技術開発と技術移転(Agenda 4)**
  - SBSTA-25は、技術移転枠組みの実施拡大のために可能な活動(FCCC/SBSTA/2006/5, annex II)や技術移転(EGTT)のレビューに関する締約国の見解(FCCC/SBSTA/2006/MISC.10)について検討したが、締約国は上記項目の検討を完了できず、決定書草案(角括弧つき)(FCCC/SBSTA/2006/11, annex II)を締約国会議(COP)に先送りすることとした。
  - COPは、COP決定書 5/CP.12により、現行の委員を含めてEGTTの任期を1年間延長することとし、COP-13での本件に関する決定書草案の勧告をできるようSBSTA-26での採択をめざすことで決定した。

- COPは、COP決定書6/CP.11により、SBSTA -25で、締約国、国際金融機関、民間部門やその他の利害関係者との間で、今後の活動について情報に基づいた決定ができるよう環境技術やノウハウの開発・普及・移転のための中長期的な国際技術協力やパートナーシップに関する課題や経験、教訓、戦略などについての意見交換や議論を行うための上級ラウンドテーブルを主催するよう事務局に要請した。SBSTA-25での要請通り、事務局 はラウンドテーブル会合に関する報告書を作成した(FCCC/SBSTA/2007/2)。
  - SBSTAはCOP13での採択をめざし、上記決定書草案を検討すること。また、COP-13のために作成された文書に留意し、今後の活動を決定する。
- 途上国における森林減少からの排出量の削減(Agenda 5)
- SBSTA -25で第2回ワークショップをSBSTA -26開催前に開催するよう事務局に要請があり、2007年3月7-9日、豪ケアンズで開催された。06年8月30日-9月1日にイタリア、ローマで開催した第1回ワークショップ で討議された様々なトピック (締約国や第2回ワークショップの承認オブザーバーからのサブミッション含む)の協議を継続し、現行および今後の政策アプローチやプラスのインセンティブ、実施に関する技術的・方法論的な要件、実績評価とその信頼性、途上国の森林減少による排出量減少などの理解促進などを重点項目とすることを決定した。2つのワークショップ報告書は文書FCCC/SBSTA/2006/10、FCCC/SBSTA/2007/3にある。
  - 第2回ワークショップでの議論を促進するため、SBSTAは締約国や承認オブザーバーに第2回ワークショップで取り上げられたトピックに関する見解を事務局に提出するようとともに、締約国には適宜サブミッションの中で他の関連条約の規定や多国間組織の作業について検討するよう求めた。締約国や承認オブザーバーからのサブミッションは、FCCC/SBSTA/2007/MISC.2及びFCCC/SBSTA/2007/MISC.3に入っており、承認済みNGOのサブミッションはUNFCCC サイト に掲載されている。
  - SBSTAでは下記の検討を実施予定
    - (a) 締約国、承認済み政府間機関、承認済みNGOから提出された意見や情報の検討。
    - (b) COP-13への提言を含め、本議題項目に関するSB-27に関する報告書を含められるような2つのワークショップと関連要素についての検討。
    - (c) 背景文書、第3回ワークショップ、専門家会合/ 非公式協議がSBSTA-27前に必要かどうかを含めて今後の本プロセスについて検討。
- UNFCCCの下での手法問題(Agenda 7)
- (a) IPCC 国別温室効果ガスインベントリ・ガイドライン
- SBSTA 17では、IPCCが改訂版1996年国別GHGインベントリのためのIPCCガイドラインを、条約と京都議定書の下での関連作業を考慮しつつ改定し、2006年早々に作業を完了するよう要請が出された。1996年IPCC国別GHGインベントリのガイドラインは要請された通り、SBSTA 24で利用可能となった。
  - SBSTA 23では、SBSTA 24で、2006年国別GHGインベントリのためのIPCCガイドラインの検討と合わせて、土地利用、土地利用変化、森林(LULUCF) で現在

対象となっている排出量・除去量での方法論や農業部門の国別総計での提示方法; 条約で報告義務のあるバイオマス燃焼や自然災害などに関連したインベントリ問題; 炭素ストックの変化との関連で一酸化炭素やメタン以外の揮発性有機物質のCO<sub>2</sub>換算での排出量の報告方法による影響などの点を検討するという点で合意した。

- SBSTA24で、こうした問題の検討を開始したが、討議完了できなかったため、SBSTA26で上記の問題と2006年国別GHGインベントリのためのIPCCガイドラインについて審議を継続することとした。
- SBSTAは、適宜、活動することをめざし、こうした問題の検討を継続する。

(c) 国際航空輸送用及び海上輸送用の燃料からの排出量

- 過去のSBSTAでの意見交換内容を考慮しつつ、こうした問題で合意が見いだせるか決定する。

□ 京都議定書の下での手法問題(Agenda 8)

(a) HFC-23の破壊に対する認証排出削減量の取得を目指し、HCFC-22の生産施設を新設することの影響

- SBSTAは、COP決定書 12/CP.10により、HCFC-22生産施設の新設による影響に関して、オゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書の目標達成に向けて、HFC-23破壊するためのCDMプロジェクトからの排出権獲得をめざすプロジェクト参加者による勧告を行うよう要請を受けた。
- 締約国は、決定書 8/CMP.1で、新規HCFC-22施設に適用される定義付で合意し、HFC-23破壊CDMプロジェクトによる排出権の発行は、それがなければ発生しなかったHCFC-22及びもしくはHFC-23の世界的な増産につながるものであり、CDMがそうした排出増につながるものであってはならないとの見解で一致した。さらに、SBSTA24は、締約国や承認オブザーバー、関連政府間組織などに対し、こうした状況に対応するための現実的な方策を練って情報を提出するよう求めた(FCCC/SBSTA/2006/MISC.11)。
- SBSTA25は、下記の提案(3つのオプション)について検討した。
  - (i) そうしたプロジェクトの排出権(CERs)の大幅割引
  - (ii) HCFC-22の利用を代替する排出削減事業へのクレジット付与
  - (iii) HCFC-22生産事業者以外の事業者に対してプロジェクトのCERsを発行し、その後、HFC-23破壊コストを生産事業者に払い戻し、プロジェクト活動実施のための少額のインセンティブをつける。
- モントリオール議定書の締約国会合に関する決定書XVIII/12(パラ 2・3)についても検討されたが、結論は出なかった。
- SBSTAは、SBSTA 25での作業を踏まえCDM理事会へのガイダンスを盛り込んだ決定書草案を作成し、CMP3での採択をめざして本件の審議を継続する。

### 3-4 SBI関連

#### □ 条約附属書 I 国の国別報告書(Agenda 3)

##### (a) 京都議定書3条2項に則った進捗状況実証報告書のまとめ

- COPは決定書25/CP.8において、事務局に対し、条約附属書Iに含まれる締約国（附属書I締約国）による京都議定書約束達成努力の進捗状況を実証するため、統合報告書を作成し、2006年のSBIの最初の会合に付すよう求めた。COPは同じ決定書において、SBIに対し、次回の京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議（CMP）にこの問題に関する助言を行うとの見地から、この統合報告書を2005年までの進捗状況検討の基本資料として用いるよう求めた。  
(FCCC/SBI/2006/INF.2参照)
- SBIは、CMP 3で採択されるべき決定書草案を提案するとの見地から、この統合報告書ならびに統合報告書作成後に提出された新しい報告書に含まれる情報の検討を終了するよう求められる。検討が終了しない場合は、この議題項目をいったん完了とし、残りの議論は他の関連項目の下で取り上げることも可能である。

##### (b) 第四次国別報告書のレビューに関する状況報告書

- 下記のCOPの要請により実施する。
  - (a) 附属書I締約国は、2006年1月1日までにそれぞれの第四次国別報告書を事務局に提出する（決定書 4/CP.8）
  - (b) 事務局は、これら国別報告書の集中レビューを計画する  
(決定書 7/CP.11)
  - (c) 附属書I締約国であり京都議定書の締約国でもある締約国は、2006年1月1日までに京都議定書3条2項に則り、進捗状況実証報告書を提出する  
(決定書 22/CP.7)
  - (d) 進捗状況実証報告書の評価は、京都議定書の締約国でもある締約国の第四次国別報告書の評価と共に行われることとする（決定書 25/CP.8）
- SBIは、文書FCCC/SBI/2007/INF.4に含まれる情報に留意し、必要とみなされるなら締約国ならびに事務局に対しガイダンスを提供することが求められる。

#### □ 条約非附属書 I 国の国別報告書(Agenda 4)

##### (a) 条約の非附属書I国からの国別報告書に関する専門家諮問グループの作業

- 条約非附属書 I 国の国別報告書に関する専門家諮問グループ (CGE) は、SBI 23 における締約国の要請に応え、国別報告書に明記される事業の報告を改善する方法、ならびに国別報告書作成の支援を目的とする費用効果の高い総合的な訓練戦略を実施する方法について提案する報告書を作成した。またCGEは、SBI 24 の要請を受け、「その他この条約の目的の達成に関連を有する情報」の条項に基づき、国別報告書に対する情報提供を目的とした非附属書I締約国支援のためのクロスカッティングテンプレートも作成した。CGEは、COP 13におけるCGEの義務であるレビューの実施を容易にするため、2003- 2007年の作業プログラムの実施実績を検討し、同グループが、非附属書I締約国の国別報告書を改善しやすくするには、将来どのような役割を果たせるか、可能性のある項目を明らかにした。
- SBIは、上述の項目に関するCGE作成の情報を検討し、CGEの作業プログラムに関して提案を行うとともに、非附属書I締約国における国別報告書の作業を支援す

るにあたり、CGEが将来果たせる役割について可能な項目を提案することが求められる。

□ **遵守の手続き及びメカニズムに関する京都議定書の改訂(Agenda 12)**

- SBIはその第25回会合において、本項目の検討を第27回会合で終了するとの見地から、その第26回会合で検討することで合意した。本議題項目は、文書FCCC/KP/CMP/2005/2および決定書27/CMP.1に含まれるサウジアラビアからの提案に基づくものであり、これらの文書の中で、CMPは、その第三回会合で決定を行うとの見地から、本問題の検討を開始すると決議した。SBIは、この問題の検討を開始する。

□ **国際取引ログ実施の進捗(Agenda 13)**

- SBIは第25回会合において、京都議定書の締約国に対し、ITLのできる限り早期の自立を図るとの見地から、ITLの利用者から料金を徴収することに関し事務局長が執り行う手法について、締約国見解を2007年1月31日までに事務局に提出するよう求めた。締約国は、2008-2009年の2年間のプログラム予算において、これらの意見(文書FCCC/SBI/2007/MISC.1)を検討するよう求められる。(SBI暫定議題書小項目15 (b))
- SBIは、ITL実施の進捗に関し事務局覚書を検討するよう求められる。

**3-5 Workshops**

- 5月11日 : Workshop on the proposal by the Russian Federation that appropriate procedures be developed to enable Parties to the Kyoto Protocol to adopt voluntary commitments
- 5月11日 : Workshop on urban planning and development, including transportation
- 5月15日 : Workshop on energy efficiency, including industry, and residential and commercial end-use
- 5月15日 : Workshop on power generation, including clean fossil fuels and renewable energy

[http://unfccc.int/meetings/sb26/in-sessions\\_workshops/items/3941.php](http://unfccc.int/meetings/sb26/in-sessions_workshops/items/3941.php)

**4 サイドイベント**

- 会場及び周辺のドイツ政府の省庁にて条約事務局、各国政府代表団、国際機関、研究機関、NGOなどが主催するサイドイベントが開催される。
- サイドイベントのスケジュールについては、下記を参照。

[http://regserver.unfccc.int/seors/reports/events\\_list.html](http://regserver.unfccc.int/seors/reports/events_list.html)

以上